

独立監査人の監査報告書

平成27年5月29日

公益社団法人兵庫みどり公社

理事長 藤原道生 殿

監査法人稜陽会計社

代表社員

渡邊康夫 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、公益社団法人兵庫みどり公社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度に係る貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその附属明細書並びに財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）及びキャッシュ・フロー計算書について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

当監査法人は、財務諸表等（財産目録については「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益社団法人兵庫みどり公社の当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

公益社団法人兵庫みどり公社と当監査法人又は業務執行者との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上